

<東急セキュリティ駆けつけサービス約款(スリーS 駆けつけ版)をご利用のお客様>

<東急セキュリティ駆けつけサービス約款(スリーS 駆けつけ版)>

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p><東急セキュリティ駆けつけサービス約款(スリーS 駆けつけ版)></p> <p>第9条 本契約の成立と利用開始日</p> <p>本サービスの申込に基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申込を受けつけ、当社より10日以内に申込不成立の通知がない場合をもって、本契約が成立したものとします。利用開始日については、別途当社より契約者および利用者へ通知するものとします。</p>	<p><東急セキュリティ駆けつけサービス約款(スリーS 駆けつけ版)></p> <p>第9条 本契約の成立と利用開始日</p> <p>本申込者からの本サービスの申込に基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申込を受けつけ、当社より10日以内に申込不成立の通知がない場合をもって、本契約が成立したものとします。利用開始日については、別途当社と契約者または見守られる方とで行う現地研修日を利用開始日と定めます。なお、連絡が取れないなどの理由等で申込成立後1か月以上経っても現地研修日の調整ができなかった場合は、申込をキャンセルされたものとします。</p>

※本約款は、2025年2月1日から適用します。